

## 参考資料1

### 総合海洋政策本部参与会議規則

#### (座長)

第1条 参与会議（以下「会議」という。）に座長を置き、参与の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する参与が、その職務を代理する。

#### (招集)

第2条 会議は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）又は座長が招集する。

2 会議の招集に当たっては、参与に対し、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

#### (議事)

第3条 参与の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

#### (関係者の招致)

第4条 本部長又は座長は、会議の審議に必要があると認めるときは、関係者を招致することができる。

#### (会議の公開)

第5条 会議は非公開とする。

2 座長は、会議終了後速やかに会議の資料を公開するとともに、必要に応じて、記者ブリーフィングを行うものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、原則として、公表するものとする。

#### (庶務)

第6条 会議の庶務は、総合海洋政策本部事務局において処理する。

#### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。